（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十四　（略） 三十五　（略）	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～三十四　（略） 三十五　Ｎ－（１－アミノ－３－メチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類
（削る）	三十六　Ｎ－（１－アミノ－３－メチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（四－フルオロベンジル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類
三十六　（略）	三十七　Ｎ－（１－アミノ－３－メチル－１－オキソブタン－２－イル）－１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド及びその塩類
三十七～八十二　（略）	三十八～八十三　（略）
八十三　（略）	八十四　二－（四－クロロ－二・五－ジメトキシフェニル）－Ｎ－（二－フルオロベンジル）エタンアミン及びその塩類
（削る）	八十五　一－（四－クロロ－二・五－ジメトキシフェニル）プロパン－二－アミン及びその塩類
八十四　（略）	八十六　二－［（四－クロロ－二・五－ジメトキシフェネチルアミノ）メチル］フェノール及びその塩類
八十五～百六十　（略）	八十七～百六十二　（略）
百六十一　（略）	百六十三　Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルシクロペンタンカルボキサミド及びその塩類
（削る）	百六十四　（Ｅ）－Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルブタ－２－エナミド及びその塩類
（削る）	百六十五　Ｎ－（１－フェネチルピペリジン－４－イル）－Ｎ－フェニルベンタンアミド及びその塩類
百六十二　（略）	百六十六　二－（ブチルアミノ）－１－（四－クロロフェニル）プロパン－１－オン及びその塩類
百六十三～二百三十三　（略）	百六十七～二百三十七　（略）
二百三十四　（略）	二百三十八　１－［（三－メチルフェニル）メチル］ピペラジン及びその塩類
（削る）	二百三十九　メチル＝２－［１－（四－フルオロブチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類
二百三十五　（略）	二百四十　メチル＝２－［１－（四－フルオロベンジル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類
二百三十六　（略）	二百四十一　メチル＝２－［１－（四－フルオロベンジル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類
（削る）	二百四十二　メチル＝２－［１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インダゾール－３－カルボキサミド］－３－メチルブタノアート及びその塩類
二百三十七　（略）	二百四十三　メチル＝２－［１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３・３－ジメチルブタノアート及びその塩類
二百三十八～二百八十一　（略）	二百四十四　メチル＝２－［１－（五－フルオロペンチル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド］－３－フェニルプロパノアート及びその塩類
	二百四十五～二百八十八　（略）

附　則

１　この省令は、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百二十号）の施行の日から施行する。

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。